

# 令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

## 幼稚園(私学助成幼稚園)を利用される方はご確認ください

### 1 教育を希望し、保育を必要としない子どもたち



#### 【対象者・保育料】

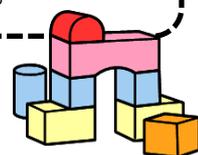
- ◆ 満3歳から5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
- ◆ 私学助成幼稚園の保育料は、**月額25,700円**を上限に無償化されます。
- ◆ 入園料についても、無償化の対象となります。詳細は各幼稚園に直接ご確認ください。
- ◆ 日用品、通園送迎費、行事参加費、主食費(ごはん・パン等)・副食費(おかず・おやつ等)などは、保護者の負担となり、**無償化の対象とはなりません。**

※ ただし [保護者の**市民税所得割額**の合計が、**77,101円未満**の世帯の子ども] と [保護者の世帯収入にかかわらず**第3子以降**の子ども] については、副食費(おかず代・おやつ代等)が、市から補助されます。

※ 保護者が実際に園に支払う金額のうち**月額4,500円**を上限に市から副食費の補助を行います。詳しくは3ページの③をご覧ください。

※ [多子世帯の第3子以降のカウント方法]は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。詳しくは3ページの④をご覧ください。

#### 【保育料無償化の対象となるための手続き】



施設に「認定申請書」を提出し、市から**新1号認定**を受ける必要があります。

幼稚園利用者のうち  
保育の必要性がなく  
教育のみを希望する方  
(新1号認定)

認定申請書を  
施設へ提出

#### <満3歳児~5歳児> 保育料が無償

※ 預かり保育の利用料は  
無償化の対象とはなりません。

無償化される上限は  
月額25,700円まで

※ 「満3歳児」とは、その年の4月1日には2歳で、次の年の3月31日までに3歳の誕生日を迎えた子どものことです。

## 2 保育を必要とし、預かり保育を利用する子どもたち

### 【対象者、保育料・預かり保育利用料】

- ◆ 保育料の無償化については、1ページの①と同じです。
- ◆ 預かり保育利用料の無償化については次のとおりです。



認定区分	預かり保育利用料が無償となる要件	預かり保育の利用料が無償となる上限額
新2号認定	3歳児クラス(年少)から5歳児クラス(年長)の子どもで、保育を必要とする理由(保護者全員が就労等)がある子ども	(1か月当たり) <b>11,300円</b> まで無償
新3号認定	満3歳児(その年の4月1日には2歳で、次の年の3月31日までに3歳の誕生日を迎えた子ども)で保育を必要とする理由があり、かつ市民税非課税世帯の子ども	(1か月当たり) <b>16,300円</b> まで無償

### 【預かり保育利用料の無償化対象額(算定方法)】

- ◆ 無償化の対象となる預かり保育の利用料は、各施設が個別に定めている利用料と、**日額450円×利用日数**を比較して、低い方の額となります。

#### 【参考】新2号の子どもが預かり保育を1か月に20日間利用したときの算定方法

<新2号の無償化上限額> 1か月の上限額は11,300円/月 → 1日の上限額は11,300円÷25日=450円(日額単価)

#### 【例1】ある施設の利用料が日額600円の場合

<保護者が施設に支払うべき本来の預かり保育利用料>  
600円(日額)×20日(利用日数)=12,000円…(A)

<預かり保育利用料の1か月あたりの支給限度額>  
450円(日額単価)×20日(利用日数)=9,000円…(B)

<無償化対象額>  
(A)と(B)を比較し低い方の額である(B)の9,000円

<保護者が施設に支払う金額>  
(A)12,000円-(B)9,000円=3,000円(保護者支払額)

#### 【例2】ある施設の利用料が日額300円の場合

<保護者が施設に支払うべき本来の預かり保育利用料>  
300円(日額)×20日(利用日数)=6,000円…(C)

<預かり保育利用料の1か月あたりの支給限度額>  
450円(日額単価)×20日(利用日数)=9,000円…(B)

<無償化対象額>  
(B)と(C)を比較し低い方の額である(C)の6,000円

<保護者が施設に支払う金額>  
(C)が(B)より少ないため、施設への保護者支払額は0円

### 【預かり保育利用料無償化の対象となるための手続き】

施設に「認定申請書」及び「就労証明書」等の保育を必要とする理由を示す資料を提出し、市から**新2号認定**や**新3号認定**を受ける必要があります。

各施設利用者のうち  
共働きなど保育の必要性がある方

<3歳~5歳児>

※ 満3歳児の  
非課税世帯

認定申請書と  
就労証明書等  
を施設へ提出

保育料が無償

+  
預かり保育の  
利用料が無償

# 給食の副食費(おかず代・おやつ代等)の補足給付(市からの補助)について

施設が給食を実施している場合、世帯の収入や多子世帯の状況に応じて「副食費免除対象者」に該当する方には、副食費分が市から補助されます。

## 3 対象者・対象範囲

- ◆ (1) 保護者の市民税所得割額の合計が **77,101円未満** の子ども
  - ◆ (2) 保護者の世帯収入にかかわらず、多子世帯の **第3子以降** の子ども
- ※「第3子」のカウント方法…小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。詳しくは、下記「④ 多子世帯の第3子カウント方法」をご覧ください。

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
ア 保護者の市民税所得割額の合計が77,101円未満	副食費は免除(市が補助)	副食費は免除(市が補助)	副食費は免除(市が補助)
イ 保護者の市民税所得割額の合計が77,101円以上	副食費は保護者負担(各施設で定める額)	副食費は保護者負担(各施設で定める額)	副食費は免除(市が補助)

◆ 補助の対象となるのは、副食費(おかず代やおやつ代等)のみです。

◆ 主食費(米、麺、パン等)及び「預かり保育で提供される副食費」は補助の対象外となります。

◆ 保護者が実際に支払う金額のうち **月額4,500円** を上限に市から副食費の補助を行います。※申請が必要です。(支払い方法は園によって異なりますので、詳しくは園におたずねください)

◆ 「副食費免除対象者」には市が個別に通知します。



◆ 副食費免除対象者への補助方法は、時期・回数等について市で検討中です。

## 4 多子世帯の第3子カウント方法

◆ 多子世帯の第3子のカウント方法は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。

